

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会
令和8年度 定時社員総会 議案集

令和8年6月18日(木)



一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会

目 次

【審議資料】

第1号議案 令和7年度決算報告(案)・事業報告に関する件

1. 令和7年度決算報告(案)	1
2. 同附属明細書(案)	2
3. 同貸借対照表(案)	2
4. 監査報告書	3
5. 令和7年度事業報告	5

第2号議案 役員の選任(案)に関する件

13

【報告資料】

1. 令和8年度収支予算	14
2. 令和8年度事業計画	15
3. ふくせん新規入会・退会・会員数の推移	21
4. 賛助会員入退会状況	22

【参考】

1. 定款	23
-------	----

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会
令和7年度収支報告(案)
自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日

令和7年度収支報告				備考（主な計上根拠）											
番号	記号	項目	算式	記号	自主事業				研修ポイント 事業 (B)	助成事業			事業収入 合計 (A)+(B)+(C)		
					(A)					(C)					
					一般 (狭義)	SV	更新研修 (ふくせん認定)	自主事業 合計 (A)		老健	生協	世田谷 委託事業		助成事業 合計 (C)	
1	A	正会員会費収入			13,940,000			13,940,000	0				0	13,940,000	令和8年3月末会員数2,141名(うちS会員690名) 過年度入金分120,000円
2	B	FJC会員会費収入			3,420,000			3,420,000	0				0	3,420,000	令和8年3月末会員数392名 過年度入金70,000円
3	C A+B	正会員・FJC会員会費収入計			17,360,000	0	0	17,360,000	0				0	17,360,000	
4	D	賛助会員会費収入			12,100,000			12,100,000	0				0	12,100,000	121口
5	E C+D	会費収入合計			29,460,000	0	0	29,460,000	0				0	29,460,000	
6		世田谷委託事業収入						0	0			240,900	240,900		
7		書籍販売等事業収入			151,700			151,700	0				0	151,700	
8		講演料収入			300,403			300,403	0				0	300,403	岩元理事長・肥後局長、講演・委員会参加謝金等
9		研修事業収入			110,000	354,500	37,500	502,000	0				0	502,000	福祉用具動向講演会、福祉住環境整備研修会等
10		ﾌﾛｯｸ組織活動費収入			1,125,389			1,125,389	0				0	1,125,389	ﾌﾛｯｸ活動費として
11		厚生省助成金事業収入						0	0	15,200,000			15,200,000	15,200,000	
12		消費生活協同組合助成金事業収入						0	0		3,000,000		3,000,000	3,000,000	
13		雑収入			69,944	896		70,840	0	9,701		139	9,840	80,680	預金利息等
14		会計間振替			197,264			197,264	51,458	100,000	660		100,660	349,382	
当期収入合計					31,414,700	355,396	37,500	31,807,596	51,458	15,309,701	3,000,660	241,039	18,551,400	50,410,454	

Ⅱ 支出の部				令和7年度収支報告										備考	
項目	記号	算式	助成事業												
			自主事業			研修ポイント 事業 (B)	助成事業			事業支出 合計 (A)+(B)+(C)					
			(A)				(C)								
			一般 (狭義)	SV	更新研修 (ふくせん認定)		自主事業 合計(A)	老健事業	生協事業		世田谷 委託事業	助成事業 合計(C)			
1		賃金(人件費)				0			644,000	371,600		1,015,600	書籍購入費		
2		書籍購入費	148,500	57,200		205,700						0	205,700	ブロック活動費として	
3		ﾌﾛｯｸ組織活動費支出	1,585,744			1,585,744						0	1,585,744		
4		調査研究費					0						0		
5		広報活動費	2,145,341			2,145,341						0	2,145,341	ふくせんレポート、HPなど情報発信	
6		旅費交通費	1,637,025	57,916		1,694,941			789,389		6,801	796,190	2,491,131	事務局旅費他	
7		通信運搬費	1,121,953	1,550		1,123,503			30,100			30,100	1,153,603	郵送費、発送費、ネットワーク回線費、等	
8		事務消耗品費	58,980			58,980						0	58,980	事務消耗品費	
9		印刷製本費	628,338			628,338			3,883,520			3,883,520	4,511,858	コピーチャージ代、老健事業印刷費等	
10		会議費	568,633	14,491		583,124			4,316			4,316	587,440	理事会、社員総会、ブロック長会議等	
11		使用料・賃借料	146,947			146,947			527,910			527,910	674,857	検討委員会会場費等	
12		諸謝金	434,558	206,035		640,593		49,548	393,100			393,100	1,083,241	理事会、老健事業等	
13		委託費	15,239,017			15,239,017			7,392,000	2,628,400	73,000	10,093,400	25,332,417	事務局業務委託費、助成事業業務委託費等	
14		経費		880		880		1,910			660	1,320	4,110	庶込手数料等	
15		雑役務費					0		1,590,710			1,590,710	1,590,710	老健発送作業料等	
事業費計			23,715,036	338,072	0	24,053,108		51,458	15,255,045	3,000,660	80,461	18,336,166	42,440,732		
1		人件費	1,342,208			1,342,208		0				0	1,342,208	派遣職員給与	
2		福利厚生費	235,616			235,616		0				0	235,616	福利厚生費	
3		交際費	177,452	2,548		180,000		0			7,570	7,570	187,570	手土産代、お花代、香典代等	
4		什器備品				0		0				0	0		
5		消耗品費	307,596			307,596		0				0	307,596	消耗品費等	
6		水道光熱費	184,754			184,754		0				0	184,754	水道・光熱費	
7		賃借料	1,759,992			1,759,992		0				0	1,759,992	賃料・共益費	
8		リース代	737,946			737,946		0				0	737,946	PC・コピー機リース代	
9		租税公課	10,900			10,900		0	10,000		400	10,400	21,300	都税等	
10		経費	1,035,458			1,035,458		0				0	1,035,458	都税等	
管理費計			5,791,922	2,548	0	5,794,470		0	10,000	0	7,970	17,970	5,812,440	PC入替作業料、他団体年会費、等	
1		会計間振替	152,118			152,118		0	44,656	0		197,264	349,382		
繰入金支出計			152,118	0	0	152,118		0	44,656	0	152,608	197,264	349,382		
④															
⑤ ②+③+④			29,659,076	340,620	0	29,999,696		51,458	15,309,701	3,000,660	241,039	18,551,400	48,602,554		
⑦ ①-⑤-⑥			1,755,624	14,776	37,500	1,807,900		0	0	0	0	0	1,807,900		
⑧			40,113,558	661,558	608,466	41,383,582		0	0	0	0	0	41,383,582		
⑨ ⑦+⑧			41,869,182	676,334	645,966	43,191,482		0	0	0	0	0	43,191,482		

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会
附属明細書(案)
令和8年3月31日現在

(単位:円)

項目	金額	備考
1 小口現金	438,566	
2 普通預金(高輪台支店)	13,654,529	普通預金残(団体口座)
3 普通預金(老健)	0	普通預金残
4 普通預金(世田谷)	0	普通預金残
5 郵便貯金	19,856,159	郵便貯金(団体口座)
6 郵便貯金(SV養成)	676,334	郵便貯金
7 郵便貯金(更新研修)	365,263	郵便貯金
8 普通預金(生協)	2,000,000	普通預金残
9 普通預金(研修ポイント)	0	普通預金残
10 普通預金(ブロック口座)	6,677,961	普通預金残(ブロック口座)
11 普通預金(研究大会)	386,033	普通預金残
現金預金合計	44,054,845	
12 前払費用	1,982,003	定時社員総会会場費用等
13 未収入金	0	
流動資産合計	46,036,848	
1 未払金	0	
2 預り金	2,844,903	令和8年度正会員年会費 生協助成金等
3 仮受金	0	
流動負債合計	2,844,903	
正味財産合計	43,191,945	

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会
貸借対照表(案)
令和8年3月31日現在

(単位:円)

科 目	前年度	当年度	増減
I 資産の部			
流動資産			
現金預金	45,225,891	44,054,845	▲ 1,171,046
前払費用	297,578	1,982,003	1,684,425
未収入金			0
流動資産合計	45,523,469	46,036,848	513,379
資産合計	45,523,469	46,036,848	513,379
II 負債の部			
流動負債			
未払金	792,554	0	▲ 792,554
預り金	3,346,870	2,844,903	▲ 501,967
仮受金	0	0	0
流動負債合計	4,139,424	2,844,903	▲ 1,294,521
負債合計	4,139,424	2,844,903	▲ 1,294,521
III 正味財産の部			
一般正味財産	41,384,045	43,191,945	1,807,900
正味財産合計	41,384,045	43,191,945	1,807,900
負債及び正味財産合計	45,523,469	46,036,848	513,379

監 査 報 告 書

令和 8 年 5 月 12 日

一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会
理事長 岩元文雄 殿

一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会

監事

海田尚広 

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会の令和 7 年会計年度における業務の通期監査を行い、次の通り報告いたします。

1、 監査の方法の概要

業務監査について、理事及び関係者より業務の報告を聴取し、関係書類の閲覧等必要な監査手続きを実施し、理事の業務執行の妥当性を検討いたしました。

2、 監査意見

理事の業務の執行に関する不整の行為及び法令若しくは定款に反する重大な事項はないと認めます。

以上

監 査 報 告 書

令和 8 年 5 月 12 日

一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会
理事長 岩元文雄 殿

一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会

監事 井 澤 わかな



令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会の令和 7 年会計年度における会計及び業務の通期監査を行い、次の通り報告いたします。

1. 監査の方法の概要

- (1) 会計監査について、帳簿及び計算書類すなわち貸借対照表・収支計算書並びに附属明細書の閲覧等必要な監査手続きを実施し、計算書類の正確性を検討いたしました。
- (2) 業務監査について、理事及び関係者より業務の報告を聴取し、関係書類の閲覧等必要な監査手続きを実施し、理事の業務執行の妥当性を検討いたしました。

2. 監査意見

- (1) 貸借対照表・収支計算書は、ブロック会計以外、会計帳簿の記載金額と一致し、当法人の財政状態及び収支状況を正しく示していたことを認めます。
- (2) 理事の業務の執行に関する不正の行為及び法令若しくは定款に反する重大な事項はないと認めます。

以上

一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会

令和 7 年度事業報告

1 調査・研究事業

(1) 令和 7 年度厚生労働省老健事業

厚生労働省老人保健事業推進費等補助金の助成を受け、令和 7 年度において「福祉用具専門相談員の資質向上に取り組む福祉用具貸与事業所における教育に関する調査研究事業」を実施し、報告書を取りまとめた。

(2) 第 6 回福祉用具専門相談員研究大会の開催

福祉用具専門相談員が取り組んだ研究結果や好事例等を発表する機会の場合として、令和 7 年 6 月 19 日（木）に「第 6 回福祉用具専門相談員研究大会（日本福祉用具供給協会共催）」を開催した。

開催日 : 令和 7 年 6 月 19 日（木）

会場 : 浅草橋ヒューリックホール

大会テーマ : 「介護人材不足を補う福祉用具サービスの役割」

～福祉用具の能力を最大限引き出す相談員のスキルアップ～

大会長 : 小野木 孝二（日本福祉用具供給協会 理事長）

実行委員長 : 武田 洋（メディカルケア株式会社）

基調講演 : 東 ちづる 氏（俳優・一般社団法人 Get in touch 代表）

誰も排除しない「まぜこぜの社会」と福祉用具

～日々の気づきと支え合いのかたち～

参加人数等 : 1,267 名（現地参加 376 名、オンライン参加 891 名）

演題テーマ 40 テーマ、広告協賛 55 社、展示協賛 10 社

(3) 世田谷区福祉用具訪問調査への協力

世田谷区が介護給付適正化事業として行っている福祉用具販売に係る訪問調査において、本会会員が調査員として随行し、区担当者が行う指導等について助言を 7 回実施した。

2 研修事業

(1) 福祉用具専門相談員更新研修（ふくせん認定）の開催

より専門的な知識及び経験を有する福祉用具専門相談員を育成するとともに、最新の介護保険制度等の情報を共有するために更新研修を2回開催し、15名が受講した。

（現在までの累計実施状況 28回：503名）

(2) 介護サービス情報の公表に対応する研修会の開催

事業所に求められている認知症やプライバシーの保護の取り組み等に関するストーリーミング配信形式の研修会を開催し、45名が受講した。

(3) 福祉用具サービス計画作成SV（スーパーバイザー）養成研修の開催

「福祉用具サービス計画」の作成指導を担う福祉用具専門相談員（スーパーバイザー）の養成研修を2回開催し、23名が受講した。

(4) ハンドル形電動車いすの安全利用講習会の開催

令和2年度老健事業において実施した「ハンドル形電動車いすの安全利用に係る調査研究事業」に基づいた安全利用講習会を5回開催し、256名が受講した。

(5) スキルアップセミナー（住環境整備研修会）の実施

福祉住環境コーディネーターや福祉用具専門相談員に対して福祉住環境整備に関する研修会をオンラインで8回開催し、333名が受講した。

そのうち、9月と1月の研修会では、福祉住環境コーディネーター試験合格者で本研修会に参加を申し込まれた53名を招待し、本会への入会促進を図り、5名が入会した。

講師；勝田 由美子 氏（一般社団法人ワイズ住環境研究所代表理事 本会理事）

(6) 高齢者虐待防止等に関する研修会の開催

介護保険制度において義務化されている高齢者虐待防止の推進や、令和6年度に見直しが行われた身体的拘束等の適正化の推進に関するオンライン研修会を2回開催し、171名が受講した。

開催日：令和7年9月12日（金） オンライン

内容：高齢者虐待の防止と身体拘束ゼロに向けて

講師：金沢 善智氏（株式会社バリオン 代表取締役 本会理事）

開催日：令和8年2月12日（木） オンライン

内容：高齢者・障害者の虐待防止と身体拘束適正化に向けて

講師：田島 利子 氏（在宅かいごと専門ケアの相談所 Re-think 代表）

※ 令和7年度ふくせん関係研修会の実績 32 研修会・1,111 名参加

(7) 動画配信サービスの実施

生協助成金で作成された福祉用具サービスハンドブック（高齢者虐待・身体拘束ゼロ編）についての解説などを内容とする会員向け動画配信を行った。

講師：田島 利子 氏（在宅かいごと専門ケアの相談所 Re-think 代表）

(8) ふくせんチャンネルによる最新の福祉用具に関する情報提供

賛助会員が制作、提供する新商品等の最新の福祉用具に関する情報等の動画配信（9件）を行った。

3 会員増強

(1) 本部事務局の事業

ア ブロック活動費の交付方法の変更

従来基本的に一律の 50,000 円であった補助額をブロックの規模（会員数）に応じて 50,000 円から 100,000 円の補助額とし、また年度内に 2 事業実施する場合も補助対象とし、さらに原則として補助金の交付は概算払い（事業実施前に補助）するための実施要綱を定め、令和 8 年度から適用することとした。

イ 福祉用具プランナー認定講習との連携

令和 8 年度から、公益財団法人テクノエイド協会が実施する福祉用具プランナー認定講習の受講にあたり、テクノエイド協会の支援を得て、ふくせん会員であれば当該講習のうち、e ラーニング受講料（通常 21,000 円）を、5,000 円割引くこととし、会員の資質向上の支援を行うとともに、本会への入会を促す動機づけとする。

また、令和 7 年度から福祉用具専門相談員更新研修（ふくせん認定）が、同協会が実施する福祉用具プランナーの資格更新のための指定講習の認定を受けた。

ウ 会員加入方法の改善（オンライン加入）

従来、原則として FAX・郵送・メールでの入会申込としていたが、令和 8 年度から「ふくせん」ホームページ上でのオンライン加入方法に移行することとし、ふくせんへの入会手続きの簡略化を図った。

(2) ブロック支援事業

ア 新規ブロックの設立

令和 7 年度において、新たに徳島県ブロックの立ち上げを支援した。引き続き理事やブロック役員と協議しながらブロック設立に関する支援を行う。

イ タウンミーティングの開催支援

主に FJC 会員を対象に開催されるタウンミーティングの開催を支援した。

開催日：令和 7 年 6 月 23 日（月）

会場：オンライン

内容：「人生 100 年時代を支えるロボットの挑戦」

講師：本田 幸夫氏（東京大学 特任研究員）

筒井 博司氏（センシング技術応用研究会会長）

実施主体：高槻福祉住環境コーディネーター連絡協議会

ウ 各種研修の開催支援

福祉用具専門相談員の自己研鑽を支援するため、各ブロックが実施するリフトリーダー養成研修を円滑に開催できるように支援した。

開催日：令和 8 年 1 月 21・22 日 滋賀県ブロック 参加者数：27 名

令和 8 年 3 月 4・5 日 神奈川県ブロック 参加者数：17 名

講師：市川 洌 氏（福祉技術研究所株式会社 代表取締役）

(3) 広報活動の強化

ア ふくせんレポートの発行

当会の活動状況の他、介護保険制度の動向等に関する重要な情報を、主にふくせん会員を対象としたふくせんレポートを、通常版 3 回、号外を 1 回発行した。

発行日		内容
令和7年4月1日(火)	第21号	・「福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの見直し」に関する説明会開催 ・令和7年度事業計画 ・厚生労働省 令和6年度 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議 資料公表
令和7年4月8日(火)	号外	・衆議院厚生労働委員会 福祉用具サービスについて言及～福祉用具サービスに関する懸案事項について～
令和7年9月2日(火)	第22号	・令和7年度定時社員総会 ・第6回福祉用具専門相談員研究大会 ・バリアフリー2025 ふくせんセミナー ・本部活動報告
令和7年12月17日(水)	第23号	・国際福祉機器展 H.C.R.2025 ふくせんセミナー ・第7回福祉用具専門相談員研究大会 開催案内

イ ホームページによる情報発信

本会や各ブロックが開催する研修会をはじめ福祉用具専門相談員指定講習会の開催情報のほか、厚生労働省が発出する福祉用具に係る重大製品事故に関する情報や各種事務連絡に関する情報発信を行った。(138,416 ページビュー)

ウ お知らせメールによる情報発信

介護保険最新情報や各種研修会の案内あるいは補助金、助成金による成果物の閲覧情報等について、会員限定のお知らせメールの配信を184回行った。

エ バリアフリー展 2025 への出展・イベント開催

令和7年4月16日から18日にかけてインテックス大阪を会場として開催されたバリアフリー展 2025 への出展と同時に、福祉用具専門相談員向けのシンポジウムを開催した。

開催日 : 令和7年4月16日(水)～18日(金)

内 容 : ふくせん特別講演

「福祉用具専門相談員の資質の向上について」

～令和6年度の福祉用具専門相談員に係わる老健事業から～

コーディネーター：渡邊 慎一 氏（横浜市総合リハビリテーションセンター
センター長補佐）、本会理事

シンポジスト : 内田 正剛 氏 (前 厚生労働省老健局高齢者支援課
福祉用具・住宅改修指導官)
医療法人堀尾会 理事
熊本託麻台リハビリテーション病院
リハケア部長 作業療法士
岩元 文雄 当会理事長

オ 国際福祉機器展 H.C.R.2025 への出展・イベント開催

令和7年10月8日から10日にかけて東京ビッグサイトで開催された国際福祉機器
(HCR2025) への出展と同時に、福祉用具専門相談員向けのシンポジウムを開催した。

開催日 : 令和7年10月8日(水)～10日(金)

内 容 : ふくせんシンポジウム

「老健事業に学ぶ福祉用具専門相談員の資質の向上」

コーディネーター: 渡邊 慎一 氏 (横浜市総合リハビリテーションセンター
センター長補佐)、本会理事

シンポジスト : 伊藤 広成 氏 (一般社団法人日本福祉用具供給協会)
柿迫 栞緒 氏
(エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社)
中沢 淳 氏 (株式会社ジェー・シー・アイ)

4. 定時社員総会の開催等

(1) 定時社員総会の開催

開催日 : 令和7年6月20日(金) TKP田町カンファレンスセンター
出席代議員数 6名 / 議決権行使書 42名 / 委任状 2名
次の1議案が付議され、原案のとおり承認された
第1号議案: 令和6年度決算報告(案)・事業報告

(2) 理事会の開催

〔第1回理事会〕

開催日 : 令和7年5月29日(木) TKP田町カンファレンスセンター
出席役員数: 23名中(現地14名 オンライン3名) 17名
次の2議案が付議され、原案どおり承認された

第1号議案：令和6年度事業報告（案）に関する件

第2号議案：令和6年度決算報告（案）に関する件

〔第2回理事会〕

開催日：令和8年3月12日（木） T K P 田町カンファレンスセンター

出席役員数：23名中（現地6名 オンライン10名）16名

次の議案について原案通り承認された。

第1号議案 令和8年度事業計画（案）に関する件

第2号議案 令和8年度収支予算（案）に関する件

第4号議案 徳島県ブロック設立に関する件（案）

第5号議案 ブロック規程の改定に関する件（案）

次の議案は継続審議とし、次回理事会において再度審議することとなった。

第3号議案 会員の倫理問題に関する処分規程（案）に関する件

(3) 正副理事長会議の開催

〔第1回正副理事長会議〕

開催日：令和7年5月21日（水）（オンライン開催）

- 協議事項：
- ・ 令和6年度事業報告（案）に関する件
 - ・ 令和6年度決算報告（案）に関する件
 - ・ 令和7年度事業計画について
 - ・ 令和7年度収支予算について
 - ・ 会員の倫理問題に関する処分規程（案）について
 - ・ 令和6年度月別入退会者数
 - ・ ブロック活動の状況について

〔第2回正副理事長会議〕

開催日：令和8年2月27日（金）（オンライン開催）

- 協議事項：
- ・ 令和8年度事業計画（案）に関する件
 - ・ 令和8年度収支予算（案）に関する件
 - ・ 会員の処分に関する件（案）
 - ・ 会員の倫理問題に関する処分規程(案)に関する件
 - ・ 徳島県ブロック設立に関する件（案）
 - ・ ブロック規程の改定に関する件（案）

(4) ブロック長会議等の開催

① ブロック長会議

開催日 : 令和7年8月20日(水)(オンライン開催)

協議事項: ・ブロック規程の改定について

・ブロック活動支援事業費の整備について

・ふくせん会員 倫理問題処分規程の創設について

② ブロック長と正副理事長の意見交換会

開催日 : 令和7年10月8日(水)(会場: 東京ビッグサイト)

内容 : ふくせん組織全体の共通目的・方針の再確認

地域ごとの取り組み、課題や要望事項

(5) 事務局体制の整備

ア 個人情報保護規程等の整備

令和7年4月1日付で、個人情報保護方針の改定及び個人情報保護規程の整備を行った。

イ 事務局員の増員

理事会社からの支援等により、4月から事務局員1名の増員を図った。

1. 理事・監事の候補者（案）

【理事】 22 名

秋山 祐治	川崎医療短期大学 学長
岩元 文雄	株式会社カクイックス ウィング 代表取締役社長
内山 徹	公益財団法人テクノエイド協会 常務理事
大信田 和義	株式会社ジェー・シー・アイ 代表取締役社長
片桐 正康	株式会社トーカイ 執行役員 シルバー事業本部 統括本部長 東部・四国担当本部長
勝田 由美子	一般社団法人ワイズ住環境研究所 代表理事
金沢 善智	株式会社バリオン 代表取締役
城戸口 隆俊	東京商工会議所 検定事業部長
久留 善武	一般社団法人シルバーサービス振興会 常務理事
後藤 憲治	一般社団法人日本福祉用具供給協会 専務理事
酒井 強志	株式会社サカイ・ヘルス케어 代表取締役
白澤 政和	国際医療福祉大学大学院 医療福祉学研究科 教授
鈴木 みどり	株式会社トップコーポレーション 代表取締役社長
中川 敬史	株式会社ライフ・テクノサービス 代表取締役社長
英 裕雄	医療法人社団三育会 新宿ヒロクリニック 院長
濱田 和則	一般社団法人日本介護支援専門員協会 副会長
東畠 弘子	国際医療福祉大学大学院 福祉支援工学分野 教授
福田 光正	公益社団法人関西シルバーサービス協会 理事長
松井 一人	公益社団法人日本理学療法士協会 理事
山下 和洋	株式会社ヤマシタ 代表取締役社長
米本 稔也	フランスベッド株式会社 取締役 常務執行役員 メディカル事業本部長
渡邊 慎一	一般社団法人神奈川県作業療法士会 顧問

【監事】 1 名

海田 尚広	有限会社アイフルケア 代表取締役
-------	------------------

2. 退任理事 2 名

大熊 由紀子	元朝日新聞論説委員 大阪大学大学院元教授
黒岩 嘉弘	公益財団法人テクノエイド協会 常務理事

退任監事 1 名

井澤 わかな	ANESYS 法律事務所
--------	--------------

（敬称略、五十音順）

I 収入の部

		令和8年度通期予算（4～3月）										備考（主な計上根拠）		
番 号	記 号	項 目	記 号	算 式	自主事業			助成事業					事業収入 合計 (A)+(B)+(C)	
					(A)			(C)						
					一般 (狭義)	SV	更新研修 (ふくせん認定)	自主事業 合計(A)	老健	生協	世田谷 委託事業			助成事業 合計(C)
1	A	正会員会費収入			15,000,000	0	0	15,000,000	0	0	0	15,000,000	令和8年2月末正会員数2,089名(うちS会員689名)+100名※=1,500名	
2	B	FJC会員会費収入			4,250,000	0	0	4,250,000	0	0	0	4,250,000	令和8年2月末FJC会員数398名+27名=425名	
3	C A+B	正会員・FJC会員会費収入計			19,250,000	0	0	19,250,000	0	0	0	19,250,000		
4	D	賛助会員会費収入			12,500,000	0	0	12,500,000	0	0	0	12,500,000	令和7年度実績予測121口より4口増加 125口	
5	E C+D	会費収入合計			31,750,000	0	0	31,750,000	0	0	0	31,750,000		
7		世田谷委託事業収入			0	0	0	0	0	0	37,400	37,400	令和7年度実績予測より @18,700×2件	
8		書籍販売等事業収入			110,000	0	0	110,000	0	0	0	110,000	令和7年度実績より	
9		講演料・他団体委員会等謝金収入			300,000	0	0	300,000	0	0	0	300,000	・元理事・会長、他団体委員謝金等 ・福祉住環境整備研修会 ・非会員 10名×6回=60名 @2,000円×60名=120,000円 ・高齢者虐待研修会 受講料 ・非会員 15名×2回=30名 @2,000円×30名=60,000円 ・情報公表インターネット研修(会員50名、非会員10名)=132,000円 ・SV研修 受講料:15名×2回=30名 @16,000円×30名=480,000円 ・更新研修(ふくせん認定) 登録手数料 1開催10名×3回=30名 @2,500円×30名=75,000円 ・福祉用具プランナー受講支援事業 @3,000×20名=60,000円	
10		研修事業収入			372,000	480,000	75,000	927,000	0	0	0	927,000		
11		ﾌﾛｯｸﾞ組織活動費収入			1,500,000	0	0	1,500,000	0	0	0	1,500,000	ﾌﾛｯｸﾞでの研修会受講料等独自収入	
12		厚労省助成金事業収入			0	0	0	0	15,000,000	0	0	15,000,000	令和7年度助成金:15,200,000円	
13		消費生活協同組合助成金事業収入			0	0	0	0	0	2,500,000	0	2,500,000	令和8年度助成金:2,500,000円	
14		雑収入			1,300,000	0	0	1,300,000	0	0	0	1,300,000		
15		会計間振替			0	0	0	0	0	0	0	0		
		当期収入合計	①		35,332,000	480,000	75,000	35,887,000	15,000,000	2,500,000	37,400	17,537,400	53,424,400	

II 支出の部

令和8年度通期予算（4～3月）										備考		
項 目	記号	算式	自主事業			助成事業					事業支出 合計 (A)+(B)+(C)	
			(A)			(C)						
			一般 (狭義)	SV	更新研修 (ふくせん認定)	自主事業 合計(A)	老健事業	生協事業	世田谷 委託事業			助成事業 合計(C)
1	賃金（人件費）		0	0	0	600,000	300,000	0	900,000	900,000	派遣職員給与	
2	書籍購入費		60,000	30,000	0	90,000	0	0	0	90,000	書籍購入費	
3	ﾌﾛｯｸﾞ組織活動費支出		700,000	0	0	700,000	0	0	0	700,000	ﾌﾛｯｸﾞ活動費、ﾌﾛｯｸﾞでの研修会支出等	
4	調査研究費		200,000	0	0	200,000	0	0	0	200,000	調査研究事業、福祉用具プランナー受講支援金等	
5	広報活動費		2,000,000	0	0	2,000,000	0	0	0	2,000,000	ふくせんレポート、HPなど情報発信、HP更新料	
6	旅費交通費		2,800,000	130,000	0	2,930,000	650,000	0	651,000	3,581,000	理事会、事務局旅費他	
7	P制度委員会の設置・開催		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
8	P制度広報に関する業務		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
9	P制度調査・システム改修		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
10	通信運搬費		1,500,000	10,000	10,000	1,520,000	1,500,000	160,000	0	1,660,000	3,180,000	発送費、電話代他
11	事務消耗品費		120,000	10,000	1,000	131,000	40,000	30,000	0	70,000	201,000	事務消耗品費
12	印刷製本費		400,000	10,000	0	410,000	1,800,000	960,000	0	2,760,000	3,170,000	会議資料、人会案内チラシ、コピーチャージ代等
13	会議費		100,000	10,000	0	110,000	10,000	0	10,000	120,000	120,000	理事会等
14	使用料・賃借料		400,000	50,000	0	450,000	700,000	220,000	0	920,000	1,370,000	理事会、老健事業等会場使用料等
15	諸謝金		600,000	220,000	50,000	870,000	475,000	530,000	15,000	1,020,000	1,890,000	理事会、老健事業等
16	委託費		18,000,000	0	0	18,000,000	7,300,000	0	0	7,300,000	25,300,000	事務局業務委託費（18,000,000円）、老健委託先（7,300,000円）
17	雑費		10,000	10,000	14,000	34,000	0	0	21,400	21,400	55,400	消耗品費等
18	雑役務費		0	0	0	0	1,925,000	300,000	0	2,225,000	2,225,000	老健：振込手数料等
事業費計			26,890,000	480,000	75,000	27,445,000	15,000,000	2,500,000	37,400	17,537,400	44,982,400	
1	人件費		2,500,000	0	0	2,500,000	0	0	0	0	2,500,000	派遣職員給与
2	福利厚生費		300,000	0	0	300,000	0	0	0	0	300,000	福利厚生費
3	交際費		200,000	0	0	200,000	0	0	0	0	200,000	祝電等
4	什器備品		100,000	0	0	100,000	0	0	0	0	100,000	
5	消耗品費		180,000	0	0	180,000	0	0	0	0	180,000	消耗品費等
6	水道光熱費		180,000	0	0	180,000	0	0	0	0	180,000	水道・光熱費
7	賃借料		4,800,000	0	0	4,800,000	0	0	0	0	4,800,000	賃料・共益費
8	リース代		800,000	0	0	800,000	0	0	0	0	800,000	PC＋NAS等リース料/コピー機リース代等
9	租税公課		80,000	0	0	80,000	0	0	0	0	80,000	法人郡民税、役員登録免許税
10	雑費		2,400,000	0	0	2,400,000	0	0	0	0	2,400,000	引越作業料等（1,800,000）、振込手数料、他団体年金費、等
管理費計			11,540,000	0	0	11,540,000	0	0	0	0	11,540,000	
1	会計間振替		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
繰入金支出計			0	0	0	0	0	0	0	0	0	
予備費			0	0	0	0	0	0	0	0	0	
5	①－②－③－④		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
6	②+③+④+⑤		38,430,000	480,000	75,000	38,985,000	15,000,000	2,500,000	37,400	17,537,400	56,522,400	
7	①－⑥		▲ 3,098,000	0	0	▲ 3,098,000	0	0	0	0	▲ 3,098,000	
8	③		40,130,458	688,618	612,946	41,432,022	0	0	0	0	41,432,022	
9	⑦+⑧		37,032,458	688,618	612,946	38,334,022	0	0	0	0	38,334,022	

一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会

令和 8 年度事業計画

I 基本方針

令和 6 年度の介護報酬改定において、福祉用具サービスの提供における貸与と購入の選択の途が開かれたほか、福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全性の確保、保険給付の適正化等の観点から、福祉用具の安全な利用の促進と PDCA サイクルの適切な実践に向けた施策やモニタリング実施時期の明確化、さらにモニタリング結果の記録とその記録をケアマネジャーへ交付することの義務化といった福祉用具サービスの提供における新たな提供プロセスが求められることとなった。

福祉用具サービスは、生活機能と住環境を調整し、自立支援と介護負担軽減の両輪に必要不可欠な介護基盤としての役割を一層果たすことが求められます。こうしたことから居宅での介護は量から質、画一的な支援から多職種との連携による個別的な支援へと重点がシフトすることが重要である。したがって福祉用具専門相談員はその専門性を活かし、適切なアセスメントに基づく福祉用具の選定、適合とモニタリングによるサービス計画の検証を中心とした役割を全うする必要がある。

このような状況の下、会員の質の向上の継続的かつ強力な取組みとともに本会の組織基盤である会員の増強の推進は喫緊の課題と考え、令和 8 年度においても「II 事業実施計画」に掲げる調査研究事業、研修事業を始めとする諸事業を着実に実施する。

II 事業実施計画

1. 会員の資質向上

(1) 調査・研究事業

ア.令和 8 年度厚生労働省老健事業の取組み

厚生労働省老人保健事業推進費等補助金の助成を受け、介護保険制度の改正状況や要介護高齢者の社会生活環境の変化等を踏まえ、福祉用具専門相談員の資質向上に向けた調査研究事業に取り組む。

イ.第 7 回福祉用具専門相談員研究大会の開催

福祉用具専門相談員が取り組んだ研究結果や好事例等の発表機会を提供することにより、福祉用具専門相談員の専門性向上への寄与と福祉用具専門相談員が職能として不断の成長を遂げていることを広く業界内外に発信する場として、令和 8 年 6 月 17 日（水）に「第 7 回福祉用具専門相談員研究大会（日本福祉用具供給協会と共催）」を開催する。

ウ.世田谷区福祉用具訪問調査への協力

世田谷区が介護給付適正化事業として行っている福祉用具販売に係る訪問調査において、本会会員が調査員として随行し、区担当者が行う指導等について助言を行う活動を引続き行う。

(2) 研修事業

ア 福祉用具専門相談員更新研修（ふくせん認定）の開催

本会自らの研修会開催の増加や、関係団体等への開催の働きかけ、さらには会員への広報を強化する等により、全国的に研修修了者を増やし、3年ごとに介護保険制度の動向や最新の福祉用具の活用法などを学び、より専門性の高い知識を習得し、日々の実践に繋げることで、福祉用具専門相談員の継続的な質の向上を図る。なお、本研修は令和7年度から（公財）テクノエイド協会が実施する福祉用具プランナーの資格更新のための指定研修と位置付けられている。

イ 介護サービス情報の公表に対応する研修会の開催

令和7年度から感染症予防、非常災害時の対応、虐待防止に関する科目を追加し、従来から事業所に求められている認知症やプライバシーの保護の取り組み等に関する研修科目とあわせストーリーニング配信形式の研修会を開催する。

ウ 福祉用具サービス計画作成SV（スーパーバイザー）養成研修の開催

「福祉用具サービス計画」の作成指導を担うとともにブロックにおける研修講師やファシリテーター等として活躍できる福祉用具専門相談員（スーパーバイザー）の養成研修を開催する。また、令和7年度老健事業の研究成果を踏まえた形で研修修了者に対するフォローアップ研修の実施を検討する。

（注）令和7年度老健事業 「福祉用具専門相談員の資質向上に取り組む福祉用具貸与事業所における教育に関する調査研究事業」

エ ハンドル形電動車いすの安全利用講習会の開催

高齢者によって異なる身体状況や認知機能に適合するハンドル形電動車いすの貸与を行うため、安全利用面での評価、指導のあり方を学ぶハンドル形電動車いす安全利用講習会を開催する。

オ スキルアップセミナー（住環境整備研修会）の実施

身体状況等が異なる高齢者のニーズにマッチした住環境を提案、実現するために、福祉住環境コーディネーターや福祉用具専門相談員に対して現場調査からプランニング、認知症や疾病別住環境整備のポイント等の住環境整備に関する知識を学ぶオンライン研修会を開催する。

また、福祉住環境コーディネーターに特化した新たなセミナーの開催の可否について検討する。

カ 高齢者虐待防止等に関する研修会の開催

近年、福祉サービス利用者の人権擁護、虐待防止が叫ばれ、介護保険制度においても義務化されている高齢者虐待防止の推進や、令和 6 年度に見直しが行われた身体的拘束等の適正化の推進に関するオンライン研修会を開催する。

キ 動画配信サービスの実施

令和 8 年度生協助成金で作成予定の「福祉用具専門相談員の住宅改修にかかる業務の中で取入れるべき視点等についてのハンドブック（福祉用具サービスハンドブック）」の解説を行う、会員向け動画配信サービスを行う。

ク ふくせんチャンネルによる最新の福祉用具に関する情報提供

福祉用具の最新情報など福祉用具専門相談員の知識の拡充を図るため、ふくせんチャンネルにおいて、賛助会員が制作、提供する最新の商品、福祉用具に関する情報等の動画配信を行う。

2. 会員増強

（１）本部事務局の事業

ア ブロック活動費の交付

ブロックが実施する研修会等の経費をブロック活動費として補助しているが、従来基本的に一律の 50,000 円であった補助額を令和 8 年度からブロックの規模（会員数）に応じて 50,000 円から 100,000 円の補助額とし、また年度内に 2 事業実施する場合も補助対象とし、さらに原則として補助金の交付は概算払い（事業実施前に補助）するなどの改善を行う。

イ 福祉用具プランナー認定講習との連携

令和 8 年度から、公益財団法人テクノエイド協会が実施する福祉用具プランナー認定講習の受講にあたり、テクノエイド協会の支援を得て、ふくせん会員であれば当該講習のうち e ラーニング受講料（通常 21,000 円）を 5,000 円割引くこととし、会員の資質向上の支援を行うとともに、本会への入会を促す動機づけとする。

ウ 一般社団法人日本福祉用具供給協会との連携

一般社団法人日本福祉用具供給協会の会員企業様に対して本会会員として入会することによるメリットを広報することを強化し、本会会員への入会促進へつなげる。

エ 会員加入方法の改善（オンライン加入）

従来、原則として FAX・郵送・メールでの入会申込としていたが、令和 8 年度から「ふくせん」ホームページ上でのオンライン加入方法に移行することとし、本会への入会手続きの簡略化を図る。

(2) ブロック支援事業

ア ブロック活動費の交付

ブロック活動費の交付により、各ブロックが実施する会員の交流会や各種研修会等のブロック活動を支援する。

イ ブロック運営適正化の支援

ブロックが提出するブロック活動に係る金融口座の取引明細書（入出金明細書）の取得費用を本部事務局が負担することによって、ブロック運営の適正化を支援する。

ウ 新規ブロックの設立

ブロック未設立の 11 道県に対して、理事やブロック役員と協議しながらブロック設立に関する準備を順次進めていく。

エ タウンミーティングの開催支援

主に FJC 会員を対象に開催されるタウンミーティングの開催を支援する。

オ 各種研修の開催支援

福祉用具専門相談員の自己研鑽を支援するため、各ブロックが実施するリフトリーダー養成研修等各ブロックが独自に、あるいは他団体と合同で実施する研修会等を円滑に開催できるように支援する。

(3) 広報活動の強化

ア ふくせんレポートの発行

当会の活動状況の他、介護保険制度の動向、福祉住環境に関するテーマを取り上げる等紙面の充実を図り、年 3～4 回程度ふくせんレポートを発行し会員に情報提供する。

イ ホームページによる情報発信

本会ホームページで、本会や各ブロックが開催する研修会をはじめ福祉用具専門相談員指定講習会の開催情報のほか、厚生労働省が発出する通知、事務連絡や福祉用具に係る重大製品事故に関する情報等の発信を行う。

ウ お知らせメールによる情報発信

介護保険最新情報や各種研修会の案内あるいは補助金、助成金による成果物の閲覧情報等について、会員限定のお知らせメールの配信を行う。

エ バリアフリー展 2026 への出展・イベント開催

令和 8 年 4 月 15 日から 17 日にかけてインテックス大阪を会場として開催されるバリアフリー展 2026 への出展と同時に、福祉用具専門相談員向けの専門性向上に資する研修会等を実施し、会員増強の機会創出の場とする。

オ 国際福祉機器展 H.C.R.2026 への出展・イベント開催

令和 8 年 10 月 7 日から 9 日にかけて東京ビッグサイトで開催される国際福祉機器展(HCR) 2026 への出展と同時に、福祉用具専門相談員向けの専門性向上に資する研修会等を実施し、会員増強の機会創出の場とする。

カ 10 月 1 日「福祉用具の日」活動への協力

「福祉用具の日推進協議会」が、厚生労働省、経済産業省の後援を得て、福祉用具法の施行日である 10 月 1 日を「福祉用具の日」として全国的に展開している福祉用具の普及・啓発活動に協力する。

3. 定時社員総会の開催等

(1) 定時社員総会の開催

令和 8 年 6 月 18 日（木）に定時社員総会を開催し、定款に定める必要な決議事項について審議を求める。

(2) 理事会の開催

理事会を年 3 回開催予定。

なお、第 1 回理事会を 5 月 27 日（水）に開催し、本会の適正な事業運営に資する業務執行の決定を行う。

(3) 正副理事長会議の開催

理事会に諮る議案及び本会の運営にかかる重要事項などを協議するため正副理事長会議を必要に応じて開催する。

(4) ブロック長会議等の開催

地域活動活性化のために他ブロックでの取り組み内容や好事例などの情報共有を図る場として、ブロック長会議及びブロック長と正副理事長との意見交換会を必要に応じて開催する。

(5) 事務局体制の整備

ア 事務所の移転

現在の事務局事務所（港区）は現状の職場環境の改善を考慮して、年度内の移転検討を行う。
候補物件：日本女子会館ビル（東京都港区）

事務所スペース(1F/70.08 m²) 賃料+諸経費込(350,000 円)

最寄駅（JR 浜松町駅/都営三田線 芝公園駅）

イ 管理業務のシステム化

会員管理および入出金管理が個別に運用されている現状を踏まえ、会員管理システムを更新し、個人情報管理の適正化と会員情報の充実を図るとともに、入出金管理等の管理業務についてもシステム化を行い、会員情報と一体的に管理できる体制を構築する。

(6) その他

本会の収入増の一つの手段として、本会ホームページ上で賛助会員など向けのバナー広告の実施の可否について検討を行う。

ふくせん 新規入会・退会・会員数の推移

	R5 (2023)										R6 (2024)										R7 (2025)												
	新規正会員	新規FJC会員	新規合計	退会正会員	退会FJC	退会合計	正会員数	FJC会員数	会員数合計	S会員数	会員数総計	新規正会員	新規FJC会員	新規合計	退会正会員	退会FJC	退会合計	正会員数	FJC会員数	会員数合計	S会員数	会員数総計	新規正会員	新規FJC会員	新規合計	退会正会員	退会FJC	退会合計	正会員数	FJC会員数	会員数合計	S会員数	会員数総計
4月	4	0	4	18	18	36	2,221	520	2,741	51	2,792	3	0	3	70	16	86	2,207	494	2,701	47	2,748	3	0	3	22	18	40	2,176	427	2,603	47	2,650
5月	6	0	6	10	4	14	2,217	516	2,733	52	2,785	6	1	7	6	2	8	2,207	493	2,700	45	2,745	19	0	19	80	2	82	2,100	425	2,540	62	2,587
6月	17	0	17	5	6	11	2,229	510	2,739	52	2,791	11	0	11	14	0	14	2,204	493	2,697	45	2,742	1	0	1	21	1	22	2,081	424	2,519	61	2,566
7月	14	0	14	9	2	11	2,234	508	2,742	52	2,794	32	0	32	14	1	15	2,168	492	2,714	45	2,759	5	0	5	5	2	7	2,081	422	2,517	61	2,564
8月	12	0	12	14	2	16	2,232	506	2,738	52	2,790	6	2	8	15	0	15	2,188	473	2,707	45	2,752	6	0	6	13	1	14	2,065	422	2,509	69	2,556
9月	9	0	9	21	2	23	2,220	504	2,724	52	2,776	10	0	10	4	1	5	2,198	475	2,712	45	2,757	19	2	21	14	18	32	2,070	406	2,498	69	2,545
10月	28	0	28	13	12	25	2,235	492	2,727	52	2,779	28	3	31	7	0	7	2,185	474	2,736	45	2,781	11	2	13	2	2	4	2,079	406	2,507	69	2,554
11月	22	0	22	1	1	2	2,256	491	2,747	52	2,799	2	2	4	23	31	54	2,189	449	2,686	45	2,731	1	0	1	11	0	11	2,069	406	2,497	69	2,544
12月	2	0	2	12	1	13	2,246	490	2,736	52	2,788	4	2	6	3	6	9	2,183	448	2,683	45	2,728	15	7	22	3	1	4	2,088	405	2,515	69	2,562
1月	6	1	7	6	0	6	2,246	491	2,737	52	2,789	2	2	4	4	1	5	2,181	442	2,682	45	2,727	3	2	5	2	2	4	2,088	406	2,516	69	2,563
2月	7	3	10	4	0	4	2,249	494	2,743	50	2,793	17	1	18	1	0	1	2,182	440	2,699	45	2,744	7	1	8	7	8	15	2,089	398	2,509	69	2,556
3月	13	1	14	6	1	7	2,256	494	2,750	50	2,800	3	0	3	4	1	5	2,193	443	2,697	46	2,743	1	1	2	21	4	25	2,072	392	2,486	69	2,533
年度合計	140	5	145	119	49	168						124	13	137	165	59	224						91	15	106	201	59	260					

※退会

2024年度末目標 2,321 524 2,845
現会員数・目標数 ▲128 ▲81 ▲148

2024年度	
退職、産休、育休	110
経済的理由	12
記入なし	5
異動の為	21
サビ スに不満	12
会費未納（2年～）資格喪失	50
経費削減	1
事業撤退・利用者減少	6
関心がなくなった	3
会員種別変更のため（個人会員から賛助会員へ等）	1
その他(記入あり)	1
死亡のため	2
合計	224

※サービスに不満 正会員10名 FJC会員2名

その他（記入あり）の主な記載内容

- ※自己破産
- ※担当窓口変更
- ※長期入院
- ※平日忙しくセミナー等に参加できないため

2023年度	
退職、産休、育休	110
経済的理由	12
記入なし	
異動の為	20
サビ スに不満	6
会費未納（2年～）資格喪失	15
経費削減	
事業撤退・利用者減少	
関心がなくなった	3
会員種別変更のため（FJCから正会員へ等）	
その他(記入あり)	2
死亡のため	
合計	168

※サービスに不満 正会員0名 FJC会員6名

その他（記入あり）の主な記載内容

- ・業務に関係がなくなったため
- ・平日開催の研修が多く参加できないため
- ・障害を持った方々の支援の方が多くなったため

2025年度	
経済的理由	12 事業縮小のため
退職のため	97 社内担当者入れ替え
ご逝去のため	1 社内担当変更のため
サービスに不満・メリットがない	8 未記入
体調不良のため	1 合計
異動のため	17
会社都合のため	74
会社倒産のため	1
会社廃業のため	2
会費未納のため退会処理	40
関心がなくなった	5
休職中	1
業務に携わらないため	1

賛助会員入退会状況

令和7年度 新規入会／4社

- ・WHILL 株式会社
- ・エイジライフ株式会社
- ・株式会社ジェー・シー・アイ
- ・株式会社 JCI ケア

令和7年度 再入会／1社

- ・株式会社テクノスジャパン

令和7年度 退会会員／2社

- ・株式会社 ZIPCARE
- ・TOPPAN 株式会社

< 賛助会員一覧 >

株式会社モルテン／株式会社ケーブ／シーホネンス株式会社／株式会社松永製作所／公益財団法人テクノエイド協会／株式会社カワムラサイクル／株式会社幸和製作所／アロン化成株式会社／パナソニックエイジフリー株式会社／株式会社社会保険研究所／株式会社ミキ／パラマウントベッド株式会社／日進医療器株式会社／株式会社ランダルコーポレーション／株式会社タイカ／KDDI 株式会社／株式会社島製作所／豊通オールライフ株式会社／株式会社ウエルファン／株式会社イーストアイ／株式会社星光医療器製作所／徳武産業株式会社／矢崎化工株式会社／株式会社ウィズ／パラマウントケアサービス株式会社／中央法規出版株式会社／株式会社シコク／株式会社スマート／株式会社タマツ／RT.ワークス株式会社／小宮山印刷株式会社／株式会社プラッツ／シンエイテクノ株式会社／積水ホームテクノ株式会社／株式会社ニシケン／東京商工会議所／株式会社モリトー／株式会社ジェイテクト／株式会社ヤマシタ／コニカミノルタ QOL ソリューションズ株式会社／株式会社バイオシルバー／株式会社ヤックスケアサービス／ペルモビール株式会社／ジーコム株式会社／テクノスジャパン／エイジライフ株式会社／WHILL 株式会社／株式会社ジェー・シー・アイ／株式会社 JCI ケア

(申込順・49社 121口 令和8年3月1日現在)

以上

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を、東京都港区に置く。

2. 当法人は、理事会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 当法人は、介護保険法に規定される福祉用具専門相談員の職業倫理を確立し、社会的地位及び資質の向上に努めるとともに、我が国の福祉用具サービス等の普及、発展を目指し、国民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 福祉用具専門相談員等の職務に関する知識、技能の向上に関する研修
- (2) 福祉用具専門相談員等の倫理、及び資質の向上に関する普及啓発
- (3) 福祉用具専門相談員等が必要としている情報の提供
- (4) 福祉用具サービス等の普及、発展に関する調査及び研究
- (5) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。

第2章 会員

(法人の構成員)

第6条 当法人に次の会員を置く。

(1) 正会員

A 会員／介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条の第1項九号の規定による者（福祉用具専門相談員指定講習の修了者）であって、当法人の目的に賛同して入会した者
B 会員／専門的有資格者（介護保険法施行令第4条の第1項一から八号に該当する職種）であって、当法人の目的に賛同して入会した者

(2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(3) 特別会員 福祉用具サービスの普及、発展に貢献のあった者、又は学術経験者

(4) FJC 会員 福祉住環境コーディネーター検定試験合格者

2. 前項の会員のうち正会員、FJC 会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。

(社員の資格の取得及び喪失)

第7条 当法人の社員はおおむね正会員、FJC 会員の50人の中から1人の割合をもって選出される代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。（代議員制の定数の取扱については、理事会で別に定める）

2. 代議員は、理事または監事と兼ねることができない。

3. 代議員の選出方法は、理事会において別に定める方法による。

4. 正会員、FJC 会員は、代議員選挙に立候補することができる。

5. 代議員選挙において、正会員、FJC 会員は他の正会員、FJC 会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。

6. 代議員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

7. 前項の規定にかかわらず、任期満了時において、代議員が社員総会議決の取り消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（同法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。（当該代議員は、役員の選任及び解任（同法第63及び70条）並びに定款変更（同法第146条）についての議決権を有しないこととする。）

8. 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くことになる時に備えて、補欠の代議員を選出することができ、その選出方法は、理事会において別に定める方法による。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

9. 代議員の解任については第32条の規定を準用する。

10. 代議員が正会員、FJC 会員たる資格を喪失した時は、代議員たる資格も同時に喪失する。

(正会員の権利)

第8条 正会員、FJC 会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利

を、代議員と同様に当法人に対して行使することが出来る。

- (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (4) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
- (5) 法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使記録の閲覧等）
- (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

(入会)

第9条 正会員、賛助会員、特別会員、及びFJC 会員として入会しようとする者は、所定の様式により申し込みを行い、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第10条 正会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2. 賛助会員は、理事会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

3. 特別会員は、入会金及び会費は無料とする。

4. FJC 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡、若しくは失踪宣告を受けた場合、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (4) 正当な理由がなく会費を2年以上納入しなかったとき
- (5) 除名されたとき

(退会)

第12条 正会員、賛助会員、特別会員、及びFJC 会員は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。ただし、1か月以上前に当法

人に対して予告をするものとする。

(除名)

第13条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の特別決議によって除名することができる。この場合、その会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき

(会員名簿)

第14条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

(拠出金品の不返還)

第15条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第3章 社員総会

(種別)

第16条 当法人の総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。

2. 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(構成)

第17条 社員総会はすべての代議員をもって構成する。

2. 社員総会には代議員以外の他の会員も参加できるものとする。

(権限)

第18条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又は本定款で定められた事項

(開催)

第19条 定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催する。

2. 臨時社員総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 代議員の5分の1以上から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき

(招集)

第20条 社員総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2. 理事長は、前条の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3. 社員総会の招集通知は、会日より14日前までに各代議員に対して発する。ただし、すべての代議員の同意があるときは、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

(議長)

第21条 社員総会の議長は、社員総会においてその都度代議員の中から選出する。

(議決権)

第22条 代議員は、社員総会において各1個の議決権を有する。

(決議)

第23条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、代議員現在数の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した代議員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、代議員現在数の半数以上であって代議員現在数の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事由

3. 理事又は監事を選任する議案を決議する場合には、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

4. 理事又は代議員が、社員総会の開催に替えて社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、代議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(書面による議決権行使)

第24条 社員総会に出席できない代議員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、その議決権の数を前条の議決権の数に算入する。

(議決権の代理行使)

第25条 代議員は、委任状その他の代理権を証明する書面を理事長に提出して、代理人によって議決権を行使することができる。この場合において第23条の適用については、その代議員は出席したものとみなす

(議事録)

第26条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成しなければならない。

第4章 役員

(種類及び定数)

第27条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 15人以上30人以内
- (2) 監事 2人以内

2. 理事のうち、1人を理事長、3人以内を副理事長とする。

3. 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、副理事長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第28条 理事及び監事は、社員総会の決議によって正会員の中から選任する。ただし、必要があるときは正会員以外のものから選任することを妨げない。

2. 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中からこれを定める。

(理事の職務・権限)

第29条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人の業務を執行する。

2. 理事長は、当法人を代表し、法人の業務を統括する。

3. 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。

4. 理事長は毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第30条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第31条 理事及び監事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終了のときまでとし、再任を妨げない。

2. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。

3. 理事又は監事は、第27条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでの間、その職務を行わなければならない。

(役員の解任)

第32条 理事及び監事が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会において、解任することができる。ただし監事を解任する場合は、代議員の半数以上であって、出席した代議員の3分の2以上の決議に基づいて行われなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第33条 理事及び監事に対して報酬を支給することができる。

2. 理事及び監事には費用を弁償することができる。

3. 前2項に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(特別顧問・顧問)

第34条 当法人に特別顧問・顧問を置くことができる。

2. 特別顧問・顧問は、専門的な事項に関して必要な助言をすることを職務とし、理事会の推薦により理事長が委嘱する。

(責任の一部免除)

第35条 当法人は、役員の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第36条 当法人に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第37条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第38条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは各理事が理事会を招集する。

3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の7日前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

(議長)

第39条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第40条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、

理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第6章 資産及び会計

(事業年度)

第42条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業報告及び決算)

第43条 事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1項及び第2項の書類についてはその内容を報告し、第3項から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

2. 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、正会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第7章 基金

(基金の拠出)

第44条 当法人は、正会員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第45条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第46条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第47条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って行う。

第8章 ブロック組織、支部組織(ブロック)

第48条 当法人は、地域組織として都道府県を単位としたブロックを置くものとする。

(ブロック規程)

第49条 ブロックにブロック長1人を置く。

2. ブロック長、並びにブロックに関する基本的な事項はブロック規程を

もって定める。

3. ブロック規程は、理事会の決議を経なければ、これを定め、又は変更することができない。

(支部組織)

第50条 当法人に、理事会の決議を経て、ブロックを構成単位とした支部を置くことができる。

2. 支部の区割りは、理事会で別に定める。

(支部長)

第51条 支部に支部長1人を置く。

2. 支部長は、理事会において別に定める方法により、ブロックに所属する会員の中から選出する。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第52条 当法人は、社員総会の決議によって定款を変更することができる。

(解散)

第53条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分等)

第54条 当法人が解散する時は、残余財産は、国もしくは地方公共団体、公益社団法人又は公益財団法人もしくは公益社団法人の認定等に関する法律第5条第17号イからトまでに掲げる法人又はその目的と類似の目的を有する他の一般社団法人もしくは一般財団法人に帰属する。

2. 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第10章 事務局

(設置等)

第55条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3. 事務局長及び職員は、理事長が任免する。

4. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

第11章 雑則

(委任)

第56条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

(最初の事業年度)

第1条 この法人の設立当初の事業年度は、第40条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成23年3月31日までとする。

(法令の準拠)

第2条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従

う。

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第3条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次の通りである。(以下略)

(設立時の理事、代表理事)

第4条 当法人の設立時の理事、代表理事は次の通りである。(以下略)

(設立時の監事)

第5条 当法人の設立時の監事は次の通りである。(以下略)

附 則

(定款変更)

第1条 この定款は、平成24年5月29日より施行する。

第2条 第21条の第4項中「理事又は正会員が、」の後に「総会の開催に替えて」を加え、「過半数」を「全員」に改める。

第3条 第24条の「し、議長及び出席した理事がこれに記名押印するものとする。」を「しなければならない。」に改める。

第4条 第31条の「無報酬とする。但し、常勤の役員に対しては、総会において別に定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。」を「に対して報酬を支給することができる。」に改める。

附 則

(定款変更)

第1条 この定款は、平成25年5月30日より施行する。

第2条 第9条の第4項中「3年」を「2年」に改める。

第3条 第17条の第1項中「2か月」を「3か月」に改める。

第4条 第25条の第1項中「3人以上」を「15人以上」に改める。

第5条 第27条の第4項中「3か月に1回以上」を「毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上」に改める。

附 則

(定款変更)

第1条 この定款は、平成26年6月19日より施行する。

第2条 第29条の第3項中に「第25条に定める定数に足りなくなるときは、」の

附 則

(定款変更)

第1条 この定款は、平成28年4月1日より施行する。

第2条 第6条第1項(1)中「第3条の2第1項十号」を「第4条の第1項九号」に改める。同。「第3条の2第1項一から九号」を「第4条の第1項一から八号」に改める。

附 則

(定款変更)

第1条 この定款は、平成29年6月20日より施行する。

第2条 第7条「社員の資格の取得及び喪失」を加筆する。

第3条 第8条「正会員の権利」を加筆する。

第16条 「定時総会」は「定時社員総会」、「臨時総会」は「臨時社員総会」に改める。

第4条 第17条「総会」を「社員総会」に、「正会員」を「代議員」に改める。第2項「社員総会には代議員以外の他の会員も参加できるものとする」を加筆する。

第5条 第18条「総会」を「社員総会」に改める。

第6条 第19条「定時総会」は「定時社員総会」、「臨時総会」は「臨時社員総会」に改める。第2項、「10分の1」を「5分の1」に改める。

第7条 第20条「総会」を「社員総会」に改める。第3項、「総会」を「社員総会」に、「各正会員」を「各代議員」に、「正会員」を「代議員」に改める。

第8条 第21条「総会」は「社員総会」、「理事長がこれを当てる」は「社員総会においてその都度代議員の中から選出する」に改める。

第9条 第22条「正会員」は「代議員」に、「総会」は「社員総会」に改める。

第10条 第23条「総会」は「社員総会」、「正会員」は「代議員」に改める。

第11条 第24条「総会」は「社員総会」、「正会員」は「代議員」に改める。

第12条 第25条「正会員」は「代議員」に、「第21条」は「第23条」に改める。

第13条 第26条「総会」を「社員

総会」に改める。

第14条 第28条「総会」を「社員総会」に改める。

第15条 第31条「定時総会」を「定時社員総会」に改める。

第16条 第32条「総会」は「社員総会」、「正会員」は「代議員」に改める。

第17条 第41条第2項「理事長及び監事」は「出席した理事長及び監事」に改める。

第18条 第43条「定時総会」を「定時社員総会」に改める。

第19条 第52条「総会」を「社員総会」に改める。

第20条 第53条「総会」を「社員総会」に改める。

附 則

第1条 この定款は、平成31年4月1日より施行する。

第2条 第3条「福祉用具サービス」を「福祉用具サービス等」に改める。

第3条 第4条(1)「福祉用具専門相談員」を「福祉用具専門相談員等」に、(2)「福祉用具専門相談員」を「福祉用具専門相談員等」に、(3)「福祉用具専門相談員」を「福祉用具専門相談員等」に、(4)「福祉用具専門相談員」を「福祉用具専門相談員等」に改める。

第4条 第6条「(4) FJC 会員 福祉住環境コーディネーター検定試験合格者」を加筆する。

第5条 第9条「正会員、賛助会員、及び特別会員」を「正会員、賛助会員、特別会員、及び FJC 会員」に改める。

第6条 第10条「4. FJC 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。」を加筆する。

第7条 第12条「正会員、賛助会員、及び特別会員」を「正会員、賛助会員、特別会員、及び FJC 会員」に改める。

平成22年9月17日 制定

平成24年5月29日 改正

平成25年5月30日 改正

平成26年6月19日 改正

平成27年6月23日 改正

平成29年6月20日 改正

平成30年6月22日 改正

令和2年6月17日 改正

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会

〒108-0073 東京都港区三田 2-14-7 ローレル三田 404 号室

メール info@zfssk.com／ホームページ <http://www.zfssk.com/>

TEL 03-5418-7700／FAX 03-5418-2111